

# ポイントでんき（d）に関する重要事項説明書

## ポイントでんき（d）の特徴

ポイントでんき（d）は、毎月の電気料金に応じて、dポイントが付与されるプランです。

## dポイントの付与

- dポイントの付与を受けるには、dアカウントおよびdポイントクラブ会員資格を保有する必要があります。
- 電気の需給開始後に、カテエネに登録いただき、カテエネ経由でdアカウントのIDとパスワードを入力いただきます。この入力により、カテエネにお客さまのdポイントクラブ会員番号が登録されます。お客さまがdアカウントのIDとパスワードをカテエネに入力しない場合、dポイントは付与されません。
- dポイントは、毎月の電気料金に応じて、3（dポイントの計算方法）にもとづきお客さまに付与するdポイントを計算し、その結果を株式会社NTTドコモに提供します。当社から提供された情報にもとづき、当該月の翌月末日までに、株式会社NTTドコモからお客さまにdポイントが付与されます。dポイントの付与のため、当社は株式会社NTTドコモに対し、カテエネにご登録いただいたお客さまの情報を提供いたします。
- 次のイまたはロの事由が生じた場合、原則として、需給契約の廃止日または解約日が属する月およびその前月の電気料金に応じたdポイントは付与されません。
  - 基本要綱 39（需給契約の廃止）にもとづくお客さまによる需給契約の廃止
  - 基本要綱 41（解約等）にもとづく当社による需給契約の解約
- 付与されたdポイントは、株式会社NTTドコモが提供するdポイントクラブのWEBサイトにて確認することができます。
- お客さまがカテエネに登録したdアカウントのIDが失効した場合や、dポイントクラブを退会された場合その他の株式会社NTTドコモが定めるdアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約に定めるdポイント付与のための条件を満たさなくなった場合、当該事由発生日以降、dポイントは付与されません。なお、上記事由により、dポイントが付与されなくなった場合であっても、ポイントでんき（d）の契約は継続されます。
- お客さまがカテエネ経由でdアカウントのIDとパスワードを入力されない場合、お客さまがカテエネに登録したdアカウントが失効した場合、dアカウント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくdポイントの付与のための条件を満たさなくなった場合、株式会社NTTドコモがdアカウント規約およびdポイント会員規約を変更した場合等、当社の責めによらない理由により、お客さまに不利益が生じても、当社はその責めを負いません。

## dポイントの計算方法

お客さまに付与されるdポイントは、毎月の電気料金に応じて、下表の乗率で計算いたします。なお、計算結果については、1円を1ポイントと読み替えることといたします。

電気料金	付与率
5,000円未満の場合	1%
5,000円以上7,000円未満の場合	2%
7,000円以上11,000円未満の場合	3%
11,000円以上13,000円未満の場合	4%
13,000円以上15,000円未満の場合	5%
15,000円以上の場合	6%

お客さまに付与するdポイントの計算に用いる電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除いたものといたします。また、1ポイント未満の端数は切り捨てます。

# ポイントでんき（d）に関する重要事項説明書

## その他

- (1) dアカウントに関する事項およびdポイントクラブ会員として利用可能なサービスその他のdポイントの内容に関する事項は、別途株式会社NTTドコモが定めるdポイント規約およびdポイントクラブ会員規約にもとづくものといたします。
- (2) 当社は、ポイントでんき（d）の内容を変更・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- (3) その他の事項については、「電気需給契約に関する重要事項説明書」をご確認ください。

## 料金表

### ■基本料金

区分	単位	料金
10A	1月につき	295.24円
15A		442.86円
20A		590.48円
30A		885.72円
40A		1,180.96円
50A		1,476.20円
60A		1,771.44円

### ■電力量料金

区分	単位	料金
最初の120kWhまで	1kWhあたり	30.00円
120kWhをこ300kWhまで		36.60円
300kWhをこえる分		40.69円

解約金	なし
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

### ■適用

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

### ■割引

ガスセット割	0.5%
--------	------

- (1) ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。
  - イ) ポイントでんき（d）の需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。
  - ロ) ポイントでんき（d）の料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。
- (2) ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。
- (3) ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。